4　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項

(一)　都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。(二)及び(三)において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（(二)及び(三)において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとした。（第一一五条の四四の二第一項関係）

(二)　介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第一一五条の四四の二第二項関係）

(三)　厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとし、当該施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一一五条の四四の二第三項及び第四項関係）

5　介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項

(一)　市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加することとした。（第一一五条の四五第二項関係）

(二)　市町村は、(一)の事業の実施に係る被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の全部又は一部を支払基金等に委託することができることとした。（第一一五条の四七第一〇項関係）

(三)　市町村は、(二)により事務を委託する場合は、他の市町村、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものと共同して委託することとした。（第一一五条の四七第一一項関係）

(四)　介護サービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の収集経路の変更、支払基金の業務関連規定の整備、被保険者番号等の利用制限その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一一八条の二第四項、第一六〇条第二項、第一六四条、第一六五条第二項、第一六六条第四項、第二〇一条の二、第二〇一条の三、第二〇五条の四、第二〇九条の二及び第二一一条関係）

6　介護保険事業計画の見直しに関する事項

(一)　市町村は、七の5の(六)の協議の結果を考慮して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとした。（第一一七条第五項関係）

(二)　市町村及び都道府県は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することとした。（第一一七条第六項及び第一一八条第六項関係）

一二　施行期日等

1　検討規定

(一)　政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この(三)において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第一八条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（法律第三二号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造をいうこととするなど、この法律における用語の定義を定めることとした。（第二条関係）

(三)　基本理念等

(1)　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、エネルギーの需給等に関する施策との整合性、中長期的なエネルギーに係る負担の抑制及び公正な移行の観点も踏まえつつ、国及び事業者の相互の密接な連携の下に、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

(2)　国の責務及び事業者の責務について所要の規定を設けることとした。（第四条及び第五条関係）

2　脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」という。）を定めなければならないこととするなど、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略について所要の規定を設けることとした。（第六条関係）

3　脱炭素成長型経済構造移行債

(一)　政府は、令和五年度から令和一四年度までの各年度に限り、財政法（昭和二二年法律第三四号）第四条第一項の規定にかかわらず、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができることとするなど、脱炭素成長型経済構造移行債の発行について所要の規定を設けることとした。（第七条関係）

(二)　脱炭素成長型経済構造移行債等については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和三二年度までの間に償還することとするなど、脱炭素成長型経済構造移行債等の償還等について所要の規定を設けることとした。（第八条～第一〇条関係）

4　化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

(一)　化石燃料賦課金

(1)　経済産業大臣は、令和一〇年度から、一定の期間ごとに、化石燃料採取者等から、その採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等に係る二酸化炭素の排出量